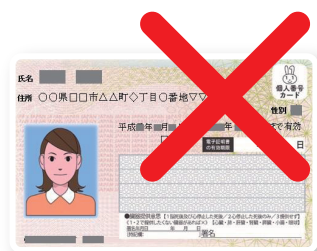


重要なお知らせです



マイナンバーカードがなくても

医療は受けられます



2021年
3月以降も

これまで通り

保険証を持参してください

- ✓ 「マイナンバーカードがなければ医療機関を受診できない」、「将来、保険証がなくなる」ということはありません。これからも保険証で受診できます。
- ✓ マイナンバーカードの作成・所持は、義務ではなく“任意”です。無理に作る必要はありません。また、特に必要性を感じていないのに、「将来必要になるらしい」、「便利になるらしい」など、漠然とした理由でマイナンバーカードを作る必要もありません。
- ✓ 政府は新聞やテレビCM、チラシなどでマイナンバーカードの作成や利用を呼びかけますが、マイナンバー制度やマイナンバーカードは個人情報の漏えいや悪用の不安があります。